

答 申 第 5 号

平成30年11月28日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成29年7月31日付け芦会第469-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「26年度に会計課が各芦屋市固定資産評価審査委員へ支給した旅費及び茶菓子代
を支給した明細（支給根拠、領収書等）」についてなされた平成29年4月13日付
け公文書部分公開決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市会計課（以下「実施機関」という。）が、平成26年度に各芦屋市固定資産評価審査委員へ支給した旅費及び茶菓子代の明細（支給根拠、領収書等）の公文書公開請求について、平成29年4月13日付けで行った芦会第39号公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）において非公開とした部分のうち、旅費等の支給明細の委員の住所について市町村名を公開することが妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

審査請求人は、平成29年3月28日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号、以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「26年度に会計課が各芦屋市固定資産評価審査委員へ支給した旅費及び茶菓子代を支給した明細（支給根拠、領収書等）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関が平成29年4月13日付けで公文書部分公開決定処分を行ったところ、審査請求がなされたものである。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成29年6月21日付けで処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 本件処分においては、芦屋市固定資産評価審査委員への旅費の支給根拠である住所のすべてを非公開としている。住所は、旅費支給の計算根拠である起点であり、少なくとも町名まで開示するべきである。
- (2) また本件処分においては、平成26年度芦屋市固定資産評価審査委員会第2回から第4回まで及び平成26年度「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に係る旅費支給における各委員の「旅費計算書」が不存在とされている。

「旅費計算書」は支給金額即ち金額計算の根拠であり、会計課において必ず確認されるべき書類であるので当然存在するべきであり、速やかな開示を求める。

- (3) 本件処分の非公開部分である芦屋市固定資産評価審査委員の住所については、委員選任の同意に関する議案として市議会に提出され、会議録に記載された上で公開されているので、本件処分においても公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見聴取において主張している内容は、次のとおりである。

- 1 旅費等の支給明細の住所を非公開とした点について、審査請求人は、住所は旅費支給の計算根拠である起点であり、少なくとも町名までは開示すべきであるとする。

しかし、旅費支給額の計算の根拠は、旅行の経路であって旅費支給対象者の住所そのものではない上、個人の住所は条例第7条第1号に規定する個人情報に該当するから開示しない。

- 2 平成26年度芦屋市固定資産評価審査委員会第2回から第4回まで及び平成26年度「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に係る旅費支給における各委員の「旅費計算書」を不存在とした点について、審査請求人は、「旅費計算書」は支給金額即ち金額計算の根拠であり、会計課において必ず確認されるべき書類であるので当然存在すべきであるとする。

しかし、これらの旅費の計算根拠は、芦屋市固定資産評価審査委員会から提出された支出命令書兼支出負担行為伺書及び旅費計算書を含む起案書等附属文書によって会計課において確認済みであり、これら附属文書は、確認後に芦屋市固定資産評価審査委員会に返却しているため、会計課には存在しない。

第5 審査会の判断

- 1 旅費等の支給明細の住所について

- (1) 個人の住所は、個人に関する情報であって、公開する範囲によっては特定の個人を識別することができ、公にすることにより住居の平穏等当該個人の権利利益が不当に害されるおそれが生じるものであるから、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当する。

- (2) 審査請求人は、住所は旅費支給の計算根拠の起点であり、少なくとも町名までは公開すべきであると主張する。

住所は、都道府県、市町村、町丁字、番地号等の構成要素からなるものであるが、このうち町丁字、番地号等については、他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別され、個人の権利利益が不当に害されるおそれが生じるものであるため条例第7条第1号に規定する個人情報である。

一方、都道府県名及び市町村名に関しては、特段の事情がない限り、上述のような特定の個人が識別され、個人の権利利益が不当に害されるおそれが極めて少ないと思われるので、同号の個人情報にはあたらないと考える。

したがって、本件請求対象文書である旅費等の支給明細の委員の住所については、都道府県名が省略され市町村名から記載されているため、非公開とした住所のうち市町村名を公開することが妥当である。

- (3) また、本件にかかる委員の住所については、審査請求人が主張する通り、市議会における委員選任の同意を求める議案の審査において、住所を含む議案内容を提案者である市長が読み上げており、それが市議会の会議録としてインターネット等を通じて公開されている。

この点において、住所情報が条例第7条第1号アの「公にされ」ているものに該当すると考える余地もあるが、個人情報保護の観点からは、議案書及び議事録の委員の住所部分を公開することには、なお慎重な検討を要するものと考えられ、現段階では、インターネット等での公表の事実をもって委員の住所が同号アの「公にされ」ているものに該当するとして、これを公開することは妥当であるとはいえない。

2 旅費支給における各委員の「旅費計算書」について

実施機関は、旅費の計算根拠については、芦屋市固定資産評価審査委員会から提出された支出命令書兼支出負担行為伺書及び旅費計算書を含む起案書等附属文書によって会計課において確認済みであり、これら附属文書は、確認後に芦屋市固定資産評価審査委員会に返却されていると主張している。

芦屋市財務会計規則第52条第2項においては、支出命令書は債権者の請求書及び支出負担行為書に基づき作成し、必要関係書類を添付して会計管理者に送付することとされており、また、これ以外に請求書等及び関係書類の保存に関する特段の規定はないことから、実施機関の主張に不自然な点は認められない。

3 以上から「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、適正な公文書管理及び事務処理の在り方の観点からは、適正な会計支出を証明する支出根拠となる附属文書等について、いずれの部署が保存・管理するのかを定める明確なルールを規定するのが望ましいと考える。

また、公開請求の対象となる文書について、請求先実施機関に存在せず、他の実施機関で保存しているのであれば、請求者に対し、このことを知らせ、請求先実施機関の変更等を勧めるなどの対応を行うことが情報公開制度の理念にかな

うものであると考える。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年7月31日	諮問書の受理
平成29年11月1日	審査請求人の意見陳述 第1回審議
平成30年3月1日	第2回審議
平成30年4月11日	第3回審議
平成30年5月16日	実施機関の意見陳述 第4回審議
平成30年7月11日	第5回審議
平成30年8月9日	第6回審議
平成30年9月19日	第7回審議
平成30年10月18日	第8回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	

亀若 浩幸	弁護士	
-------	-----	--